

## **第 4 部 風水害応急復旧計画**

## 第1章 応急活動体制

### 第1節 基本方針

市は、市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京都、他区市町村、防災機関等と連携して災害応急対策を実施し、被害の拡大防止と被災者の救援にあたり、被害を最小限にとどめるよう努める。

なお、本編に定めのない部分は、「第3部 震災応急復旧計画」の記載によるものとする。

※詳細は、「国立市風水害対応マニュアル」による

### 第2節 配備体制

#### (1) 配備体制と配備基準

区分	配備基準	体制
<b>第1次配備体制</b> <b>【警戒本部】</b> <b>本部長：防災安全担当部長</b>	1 暴風、大雨、洪水のいずれかの警報が発せられたとき 2 多摩川に洪水予報が発せられたとき 3 水防警報が発せられたとき 4 大雨、洪水注意報が発せられた場合等で、災害の発生のおそれがあるとき 5 局地的に災害が発生したとき 6 その他認められるとき	防災安全課 環境政策課 道路交通課 下水道課 ※必要に応じて市長室広報・広聴係、情報統括班応援職員 ※避難所を開設する場合は指定参集職員
<b>第2次配備体制</b> <b>【災害対策本部】</b> <b>本部長：市長</b>	1 市内に甚大又は広域的な風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合 2 特別警報級が発せられた場合	災害対策本部員（部長職） 防災安全課 指定参集職員 各課で調整した職員（おおむね職員の1/2） 消防団
<b>第3次配備体制</b> <b>【災害対策本部】</b> <b>本部長：市長</b>		全職員（再任用含む） 消防団

### 第3節 災害対策本部の組織・運営

(1) 災害対策本部の分掌事務

第3部「各部の事務分掌」に準ずる。

(2) 災害対策本部会議

市本部の基本方針、災害に関する重要事項（避難情報の発令、警戒区域の設定、自衛隊や他機関の応援要請等）を協議する。市本部会議は市長公室又は大会議室で開催する。

## 第2章 情報収集・伝達

### 第1節 気象情報

気象情報は、水防活動のための基礎的情報であるため、DIS や防災情報提供システム（気象庁）等を活用して入手する。市は、その情報を有効に活用して効果的な水防活動に努める。

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪	災害が起こるおそれのあるときに注意を呼び掛けて行う予報
警報	大雨（浸水、土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪	重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼び掛けて行う予報
特別警報	大雨（浸水害、土砂災害）、暴風、暴風雪、大雪	警報の発令基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっているときに最大級の警戒を呼び掛けて行う予報

#### ■早期注意情報（警報級の可能性）とは

警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性を [高] [中] の2段階で発表するもの。

#### ■記録的短時間大雨情報とは

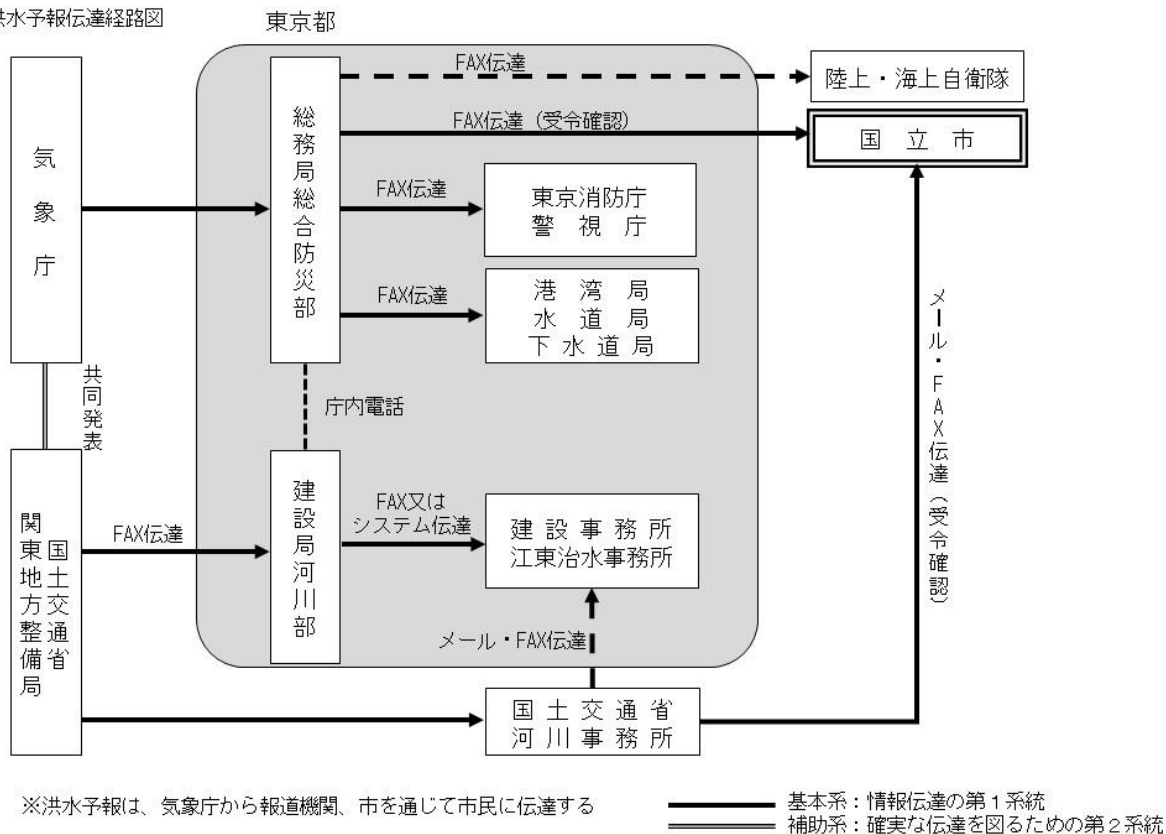
大雨警報発表時に、数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測又は解析したことを発表するもの。

### 第2節 河川に関する情報

#### （1）洪水予報

洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川（洪水予報河川）について、洪水の恐れがあると認められるときに発表される防災情報。市内の洪水予報河川は、多摩川（国管理河川）であり、洪水予報は国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する。本市は、調布橋洪水予報区に該当する。

洪水予報伝達経路図



■種類と発表基準

種類	発表基準
多摩川氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
多摩川氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、おおむね2～3時間後には氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
多摩川氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
多摩川氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
多摩川氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

■洪水予報の対象区間

区間	基準地点
左岸 東京都青梅市大柳町 1575 番地先から海まで 右岸 東京都青梅市畑中 1 丁目 18 番地先から海まで	調布橋 (青梅市) 石原 田園調布 (上)

■洪水予報の発表基準水位

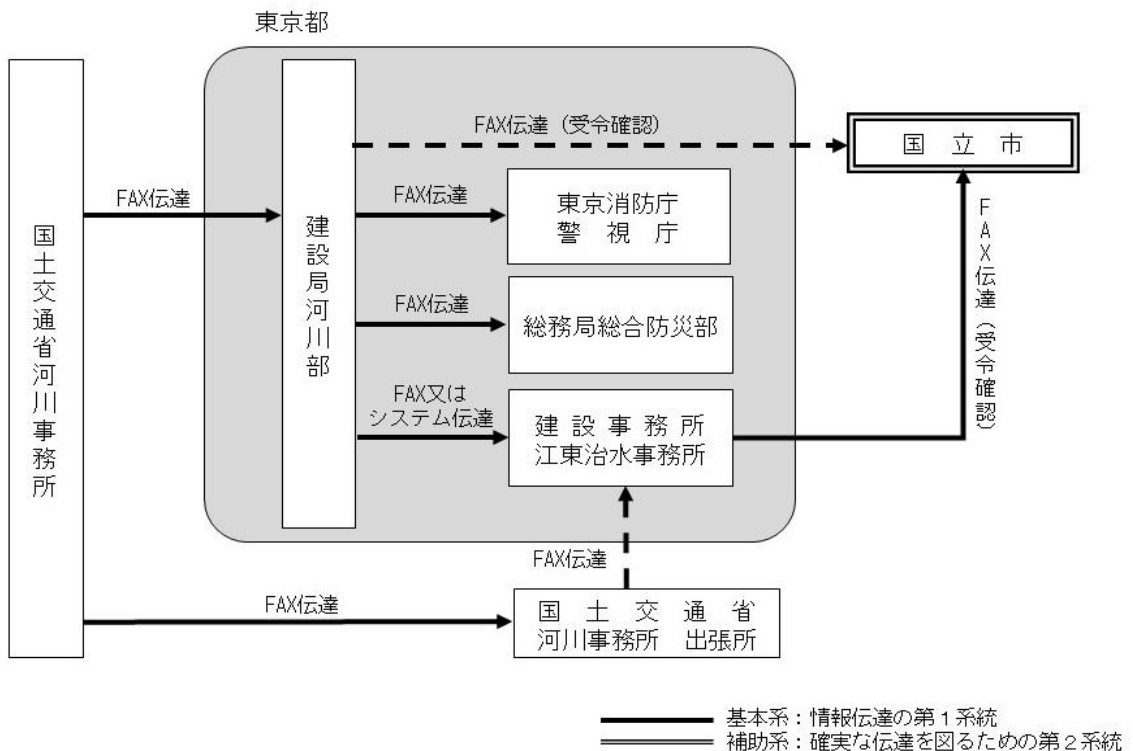
基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
調布橋	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A. P. + 148.500m
石原	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A. P. + 27.420m
田園調布 (上)	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A. P. + 0.000m

A. P. ±0.0m = (東京湾中等潮位 T. P. -1.1344m)

(2) 水防警報

多摩川に洪水のおそれがあるとき、国土交通大臣は水防警報を発表して水防活動のための水位情報を提供する。水防警報が発表されたとき、本市は水防管理団体として効果的な水防活動に努める。

水防警報伝達経路図



■種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	<p>1. 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2. 水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。</p>
準備	<p>水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</p>	<p>雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。</p> <p>水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。</p>
指示	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの</p>	<p>氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。</p>
情報	<p>雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの</p>	<p>状況により必要と認めるとき。</p>

地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

■水防警報の発表基準地点

水防警報区		基準地点
左岸	自 昭島市拝島町3丁目1549番地先 至 国立市泉2丁目6番地先	日野橋 (担当：京浜河川事務所)
右岸	自 八王子市高月町2402番地先 至 日野市落川1397番地先	

■水防警報の発表基準水位

基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高 (A.P.)
日野橋	2.00m	2.80m	—	3.60m	4.71m	65.200m

(3) ダム放流通報

ダム設置者は、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生ずるときは、水害を未然に防止する観点から、関係市町村長及び一般に周知するための措置をとる。多摩川に関する主なダム放流通報は以下のとおり。

- ①小河内ダム放流通報（東京都水道局）
- ②白丸ダム放流通報（東京都交通局）
- ③羽村投渡堰通報（東京都水道局）

ダム放流通報を受けた場合、市は関係各部及び住民に周知するとともに、多摩川の増水に警戒する。

### 第3節 土砂災害警戒情報

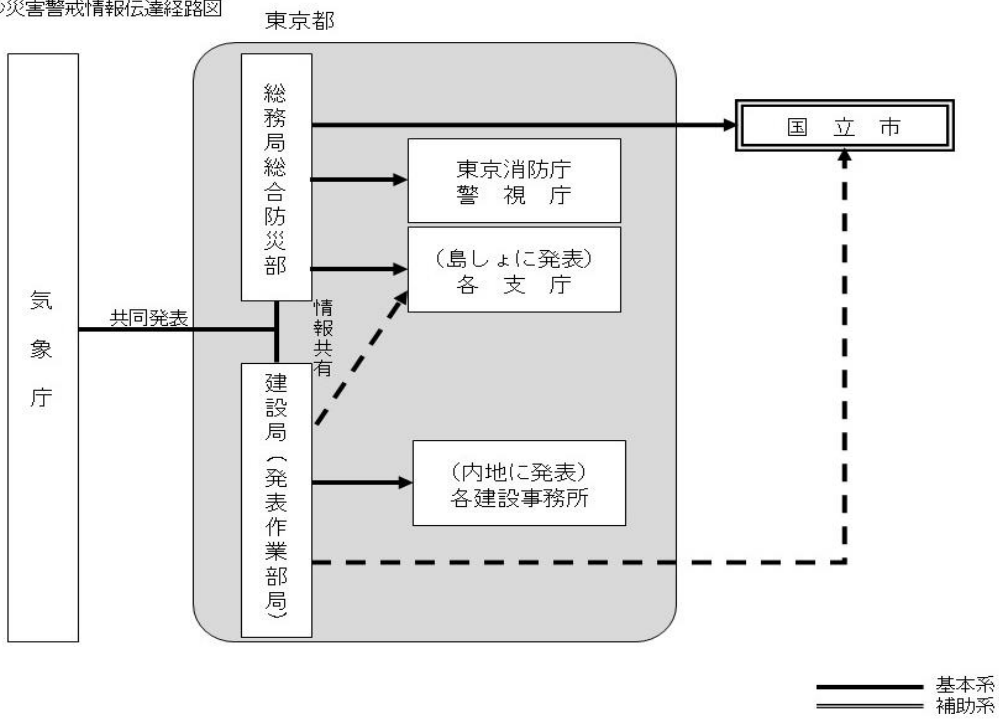
大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、避難情報の発令や災害応急対応を適切に行うための支援及び住民の自主的な避難判断等の参考となるよう、東京都と気象庁が共同で、区市町村毎に発表する。

土砂災害警戒情報が発表された場合、市内の土砂災害警戒区域の住民や要配慮者利用施設等に対して適切に情報提供し、避難指示等を発令する。



第4部 風水害応急復旧計画  
第2章 情報収集・伝達

土砂災害警戒情報伝達経路図



## 第3章 避難対策

### 第1節 避難情報の発令

風水害等の被害が発生するおそれのある場合、住民に対して適切なタイミングで避難情報を発令する。なお、避難情報を発令するにあたり必要があるときは、市長（本部長）は国又は都知事に対し助言を求めることができる。

避難については、「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での退避等の安全確保措置」も指示することができる。

#### ■警戒レベルと避難情報

警戒レベルと避難情報	発令時の状況	とるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	【災害のおそれがある】	<b>【危険な場所から高齢者等は避難】</b> 避難行動に時間を必要とする者は避難を開始する。 それ以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難の準備を開始する。
【警戒レベル4】 避難指示	【災害のおそれが高い】	<b>【危険な場所から全員避難】</b> 通常の避難行動ができる者は、避難所等への避難行動を開始する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	【災害発生又は切迫】	<b>【命の危険、直ちに安全確保】</b> 水平避難ができない場合は、屋内での緊急安全確保を行う。

#### ■避難情報発令の目安

相当する警戒レベル	気象情報	危険度分布 (土砂災害等)	多摩川洪水予報
3相当	大雨警報 洪水警報	警戒 【赤色】	氾濫警戒情報
4相当	土砂災害警戒情報	危険 【紫色】	氾濫危険情報
5相当	大雨特別警報	災害切迫 【黒】	氾濫発生情報

## 第2節 避難情報の発令対象区域

多摩川浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、対象となる区域を明示して避難情報を発令する。特に、土砂災害警戒情報は市区町村毎に発表されることから、危険度分布（メッシュ）情報を用いて、危険度が高まっている地域に絞り込んで避難情報を発令するよう努める。

なお、特に必要があると認めるとき、市長（本部長）は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる（災対法第63条第1項及び第3項）。また、著しい危険が切迫していると認められるときは、立川警察署長に連絡の上、水防管理者として必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる（水防法第29条）。

## 第3節 要配慮者利用施設における避難確保

多摩川浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設は、水防法及び土砂災害防止法により避難確保計画の作成が義務付けられている。これらの施設が、避難確保計画に基づいて適切な避難行動をとることができるよう情報伝達する。また、平時から連絡体制を構築するとともに、訓練内容等について助言を行う。

- ※ 資料 「洪水ハザードマップ」参照
- ※ 資料 「土砂災害ハザードマップ」参照
- ※ 資料 「浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」参照

## 第4節 避難情報の伝達と避難誘導

避難情報が発令された場合、防災行政無線や緊急速報メール、くにたちメール配信、国立市公式SNS等を活用して、その内容を市民に伝達する。また、東京都及び関係機関に連絡する。

避難誘導については、立川消防署、立川警察署、消防団及び自主防災組織等の避難支援等関係者と連携して行う。また、要配慮者の安否確認及び避難誘導については、避難行動要支援者名簿等を活用して適切に行う。

## 第5節 避難所の開設

### （1）避難場所・避難所の指定

風水害時における避難場所及び避難所は、「指定緊急避難場所一覧」及び「指定避難所等一覧」のとおりである。市は、災害の規模や状況等に応じて段階的に避難場所及び避難所を開設する。

なお、浸水想定区域において避難が遅れた場合又は遅れることが予想される場合は、緊急一

時避難施設にて垂直避難するよう指示する。

- ※ 資料 「指定緊急避難場所一覧」参照
- ※ 資料 「指定避難所等一覧」参照

## 第4章 水防対策

### 第1節 市内の重要水防箇所（多摩川）

市は水防管理団体として、出水期前に河川の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所がある時は、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

重要度		重要水防箇所		延長 (m)	理由	想定される 水防工法
種別	階級	地先名	料杭位置(K, m)			
新堤防	要注	国立市谷保 (左岸)	39.4k+84m 39.4k+27m	58.0	築造後3年 以内の箇所	シート張り
新堤防	要注	国立市谷保 (左岸)	39.4k+27m 39.2k+135m	125.8	築造後3年 以内の箇所	シート張り

### 第2節 水防活動

気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに配備体制をとるとともに、次の水防活動を行う。

- ・河川の監視警戒
- ・異常を発見した場合の関係機関連絡
- ・水防に必要な資器材の調達
- ・他の水防管理者や自衛隊への応援要請

また、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

### 第3節 消防機関による水防活動

市において水防法に定める水防団は存在しないため、消防機関（立川消防署、消防団等）が水防団に代わって水防活動を行う。次の場合、市は消防機関に出動を要請し、都建設局に報告する。

- ・水防警報により、出動又は指示の警告があったとき
- ・水位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき
- ・その他水防上必要と認めたとき

消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。

## 第4節 水防資器材

市は、水防活動を十分に行うことができるよう、平時より水防資器材及び施設の整備に努める。また、備蓄水防資器材が不足するような緊急時に際しては、都建設局（水防本部）に支援を要請する。

### ■備蓄水防資器材（市役所倉庫）

品目	備考
土のう	
土のう留杭	
シート	
縄	ロープ含む
運搬資器材	一輪車など
その他水防工法に必要な資器材	ショベルなど
その他資器材	照明器具、排水ポンプ、発電機など